



# 佐賀県 弁護士会便り

第106号

R2/4/1  
発行

**佐賀県弁護士会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
種々の問題に関して、相談を実施しています。**

事業者の方

中小企業（個人事業も含む）に関する相談 「ひまわりほっとダイヤル」

【県内全域】 随時 ※ 面談形式。約30分。  
各弁護士事務所にて ※ 要予約。相談申込は専用ダイヤルもしくは弁護士会までお電話を。  
担当弁護士より折り返しますので希望日時をお伝え下さい。

受付時間 毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

全国共通専用ダイヤル TEL **0570-001-240**

佐賀県弁護士会 TEL **0952-24-3411**

生活困窮の方  
労働者の方

労働問題・生活保護に関する相談

【県内全域】 随時 ※ 面談形式。約30分。  
各弁護士事務所にて ※ 要予約。相談申込は弁護士会までお電話を。  
担当弁護士より折り返しますので希望日時をお伝え下さい。

TEL **0952-24-3411**

無料電話相談

クイック・ナイター相談

毎週火曜日（祝日は除く） 17:30～19:30 毎週土曜日（祝日は除く） 13:00～15:30  
※ 約10分。

TEL **0952-24-3411**

## 新型コロナウイルスに対する弁護士会対応（令和2年3月27日改訂、一部省略）

新型コロナウイルス感染者が当面増加する見込みであって感染拡大防止対策が長期化することを覚悟し、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声という3条件が同時に重なることを避ける対策を実施します。

また、当会は、二次感染を防ぐための行動に協力することを宣言し、会員には手洗い、うがい、咳エチケット等の感染防止対策の確実な履行を強く推奨し、市民のみならず一人一人にも二次感染を防ぐための行動のご協力を呼びかけます。

当会は、上記3条件を可能な限り排除し、かつ3条件が同時に重なることは必ず避けることを前提として、弁護士会が行っている各種の公益活動を維持することを目指します。

### 【弁護士会館への来館】

当会は、すべての来館者（会員、会職員、会員事務所職員、相談者、出入り業者ほか）に対し、入館時・適時のアルコール消毒液（当会用意）による手指消毒を要請いたします。手指消毒にご協力いただけない方にはご来館いただけません。

当会は、すべての来館者に対し、風邪・発熱の症状がある方のご来館を控えることを要請いたします。ご協力いただけない方にはご来館いただけません。

当会は、全ての来館者に対し、マスク着用を推奨いたします。

### 【弁護士会の行事・事業など】

- ・市民も参加する当会主催・共催のイベント
  - ①延期・中止ができない合理的理由があること
  - ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
  - ③参加者全員が手指消毒をしていること
  - ④参加者全員にマスクを配布する準備を開催委員会等が整え、実際に参加者全員にマスクを着用させること
  - ⑤参加者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在すること
- を条件として、開催を容認いたします。

- ・法律相談、示談あっせん等
  - ①風邪・発熱の症状のある者がいないこと
  - ②参加者全員が手指消毒をしていること
  - ③参加者が可能な限りマスクを着用すること
  - ④在室者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在すること
- を条件として、可能な限り開催いたします。

- ・弁護士会館以外で実施される法律相談等
  - ①風邪・発熱の症状のある者がいないこと
  - ②参加者が可能な限り手指消毒をし、マスクを着用すること
  - ③在室者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在すること
  - ④派遣先から延期・中止の希望がないこと
- を条件として、可能な限り開催いたします。